

平成22年第2回那須烏山市議会定例会（第3日）

平成22年3月4日（木）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時05分

◎出席議員（16名）

2番	渡辺 健 寿 君	4番	高德 正 治 君
5番	五味 潤 博 君	6番	沼田 邦 彦 君
7番	佐藤 昇 市 君	8番	佐藤 雄次郎 君
9番	野木 勝 君	10番	大橋 洋 一 君
13番	平山 進	14番	水上 正 治 君
15番	小森 幸 雄 君	16番	平塚 英 教 君
17番	中山 五 男 君	18番	樋山 隆四郎 君
19番	滝田 志 孝 君	20番	高田 悦 男 君

◎欠席議員（2名）

3番	久保居 光一郎 君	12番	大野 曄 君
----	-----------	-----	--------

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範 雄 君
副市長	石川 英 雄 君
教育長	池澤 進 君
会計管理者兼会計課長	斎藤 雅 男 君
福祉事務所長兼健康福祉課長	斎藤 照 雄 君
総合政策課長	国井 豊 君
総務課長	木村 喜 一 君
総務課課長（危機管理担当）	平山 孝 夫 君
税務課長	羽石 浩 之 君
市民課長	高橋 博 君
こども課長	堀江 久 雄 君
農政課長	荻野目 茂 君
商工観光課長	鈴木 重 男 君
環境課長	小川 祥 一 君

都市建設課長	岡	清	隆	君	
上下水道課長	栗	野	育	夫	君
学校教育課長	駒	場	不二夫	君	
生涯学習課長	鈴	木	傑	君	

◎事務局職員出席者

事務局長	澤	村	俊	夫
書 記	藤	田	元	子
書 記	佐	藤	博	樹

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（水上正治君） おはようございます。傍聴者を含めて連日ご苦勞さまでございます。

ただいま出席している議員は14名です。3番久保居光一郎議員、12番大野 曄議員からは欠席、15番小森幸雄議員、18番樋山隆四郎議員から遅刻の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問について

○議長（水上正治君） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて90分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の90分を超えた場合は制止しますので、ご了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うようお願いしておきます。

それでは、通告に基づき16番平塚英教君の発言を許します。

16番平塚英教君。

[16番 平塚英教君 登壇]

○16番（平塚英教君） それでは、一般質問2日目平塚英教でございます。

事前通告を6項目ほど出しておりましたので、私の任期中の最後の一般質問でございます。前向きで市民の立場に立ったご答弁をお願いしたいと思います。

今、国会の中でいろいろな論議がありますがけれども、昨年の8月末に総選挙が行われまして政権交代というのがやられまして半年が経過するわけでありまして。鳩山首相は今度の国会の冒頭の施政方針演説で、命を大切にする政治というのを24回繰り返しました。本当に命を大切にする政治を進めさせるために、私どもも全力を挙げて頑張っていきたいと考えているところであります。

さて、第1項目目は、子育て支援の充実についてお尋ねをするものであります。急激な少子化の進行は、経済や社会、地域の発展の可能性を根底から揺るがして、社会保障制度等の現役世代の負担増、子供同士の切磋琢磨、触れ合いの機会の減少による子供たちのすこやかな成長への妨げなど、いろいろな影響を及ぼし、この問題について国を挙げて少子化問題が大問題となっております。本市におきましても、この少子化の傾向が劇的にあらわれております。

この5年間の本市の出生数は市全体で毎年200人前後、総人口の約6%程度であります。国においては少子化社会対策基本法及び次世代育成支援対策推進法を制定し、県及び市町村に対して今後10年間で集中的、計画的な少子化対策を推進する計画策定を義務づけているとこ

ろであります。

大谷市長は先の市長選挙におきまして、ひかり輝くまちづくりプランの着実な推進を図るといようなマニフェストの中で、第1番目の柱に掲げているのが子育て支援の充実であります。重点的取り組みの最初に挙げております。このマニフェストの中で大谷市長は、小学校6年生までの子供の医療費助成制度を中学校3年生までに拡大します。ヒブワクチン接種や股関節脱臼等の助成支援の充実を推進します。5歳児発達相談の拡充と保育事業の充実など、結婚から妊娠、そして子育て期間、全ステージの支援をさらに充実させますと公約をされております。これらを直ちに実行していただきたいと思うわけであります。

次に、学童保育の問題であります。今、すべての小学校区に放課後の児童対策として学童保育を設置されたところではありますが、現在は子供たちの通学の安全対策としましてバス通学のエリアも拡充をしたところでもあります。これらは今市における女児誘拐殺害事件以来、この新日光市でも3年前から小学校6年生までに学童保育対象年齢を引き上げております。お隣の矢板市におきましても、小学校6年生まで実施されたということでもあります。本市におきましても、学童保育の対象年齢を小学校6年生まで拡大していただきたいと思いますが、明快なるご答弁をいただきたいと思っております。

次に高齢者対策であります。子育て支援とあわせまして高齢化の進む本市にとって高齢者対策の充実が求められているところでもあります。本市の高齢化率は65歳以上の高齢者は27.2%を超え、急激な超高齢化社会に突入しております。さらに、高齢者単身世帯も市内で800世帯を超え、団塊の世代の方々が定年を迎えて、今後ますます高齢者単身世帯が増えるものと思われま。

そこで、高齢者福祉及び障害者福祉タクシー制度をされておりますが、これらをさらに充実を図りまして、生活弱者の交通手段の支援を充実していただきたい。また、高齢者対策といたしまして、高齢者見守りネットワーク事業の充実を図り、必要な高齢者の早期発見及び早期対策を進めていただきたいと思っておりますが、生活保障対策をどのように具体的に展開されるのか、ご説明をいただきたいと思っております。

3番目は、産業政策であります。地産地消による農業推進対策についてお尋ねをいたします。この問題につきましても、大谷市長はマニフェストの中で地の利を生かした活力あるまちづくりを目指すビジョンという中で、地産地消による農業農村対策の推進を掲げ、具体的には市内農産物直売所との連携を図り、学校給食への地元農産物の使用を促進すると提案しております。さらに、本市の味を発信する農村レストランの開設など、観光との連携による地産地消を推進すると挙げておりますが、具体的にはどのようにこれらを展開していくのか、説明をいただきたいと思っております。

さらに、本市の新たな交流拠点として、仮称ミニ道の駅の整備を図るとしてありますが、どのような形でいつまでに整備を図っていくのか、ご説明をいただきたいと思います。この道の駅につきましては、本議会におきましても同僚議員から幾度となく質問がありまして、大谷市長は庁内職員のこの道の駅の検討をする組織をつくって検討させるという答弁をしてきたところではありますが、これは具体的にどのようなところまで進んでいるのか、改めて質問をするものであります。

続きまして、市民体育館建設構想についてお尋ねいたします。昨年12月21日付けで日本工業経済新聞に報道になりました、那須烏山市はスポーツ文化活動の拠点として市民体育館建設の具体化に動き出すとの報道がありました。昨年12月定例議会で決定をいたしました市の一般会計補正予算に1,000万円の都市再生計画策定費が計上されており、南那須市街地の健康福祉センターなどの公共施設立地による区域周辺をエリアに想定した都市再生計画の策定を図るとしてあります。その計画の中で中核的施設となる市民体育館建設を進めていくことを位置づけていくという方針とのことであります。

この新聞の1面大見出しに市民体育館建設構想具体化へとありますが、この建設構想はいつ、どのような手順で決定をされたのか、ご説明をいただきたいと思います。少なくともこの建設構想につきましては、総合計画に今まで具体化する計画はなく、ましてや12月定例議会で全く説明のなかったものであります。それがどうしてこのような建設計画が具体化したのか。明確なる答弁を求めるものであります。さらに、この市民体育館建設の具体的な規模や建設予定地、事業費、整備スケジュールがあれば、ご説明をいただきたいと思います。

次に、やまびこの湯についてお尋ねいたします。指定管理施設やまびこの湯が、昨年12月をもって再度の営業停止となって閉鎖いたしました。これは指定管理を受けた業者が再三にわたる業務改善の指示による改善計画書の提出がなく、改善の指示に全く従わなかったため、指定管理者の指定を取り消し、処分したためであります。このような経過の詳細を知らない地域住民は驚いております。地元住民はできれば一日も早く営業再開を望んでおりまして、やまびこの湯の今後の営業再開に向けて、本市行政当局はどのように考え、対策を講じられているのか、ご説明をいただきたいと思います。

最後に県道烏山御前山線の改修についてお尋ねをいたします。本市烏山大橋から上境横枕大木須を経由して茨城県に通じております烏山御前山線の改修についての問題であります。改修については横枕までの改修計画があったわけではありますが、残念ながら現実的には上境一の沢住宅のある部分で改修がストップしたままとなっております。この路線は本市と茨城県を結ぶ重要街道であり、茨城県境から茨城県のほうには大幅な改修がされております。

この上境部分から茨城境までの改良を図るために、地元住民を中心に烏山御前山線の改良期

成同盟会を組織し、歴代町長、現在は大谷市長を期成同盟会の会長にいたしまして、改良を要望してきているわけではありますが、明確なる改良方針が打ち出されていないのが現状であります。境地区関係住民は、一日も早い改良を切望しております。公共事業に予算がつきにくい時代ではありますが、本市と茨城県を結ぶ重要街道でありますので、早期改修計画が構築され、一日も早く着工改修が図られるよう全力を挙げての対策を要望いたしまして、私の第1回目の質問といたします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは16番平塚英教議員から、子育て支援の充実についてから県道烏山御前山線の改修について、大きく6項目にわたりましたご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えをいたします。

まず、子育て支援の充実についてであります。まず1点目のこども医療費助成の拡大についてでございます。本市におきましては、社会保障面にかかる県内の行政サービス格差是正の観点から、当該医療費助成制度につきましては平成20年度より、かつての小学校3年生までを小学校6年生までに対象を拡大してまいりました経緯がございます。その後、知事公約の関係上、昨年栃木県は首長代表10名による政策懇談会を開催をし、こども医療等助成事業見直しに関する審議を行ってまいりました。その結果、平成22年度から入院時食事療養費を助成対象外とした上で、助成対象を小学校6年生までに拡大することで合意形成が図られてきたところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、近隣自治体では既に中学3年生までを対象としている市町も多数あるのが実態であります。私は、常日ごろより少なくとも同じ県民であれば、県内どこに暮らしていても同水準の社会保障サービスを受けられるようにすべきであるという考えを持っております。

現行のような市町村ごとの判断による社会保障面の政策競争は、地域間格差を生むばかりであります。そのような観点から、先ほどの県政策懇談会においても、県によるこども医療費助成の枠組みをベースとしつつも、市町による当該サービスの均衡化について県がもっとイニシアチブをとってほしい旨を主張してまいりましたが、遺憾にもその実現は図られなかったわけでございます。

今、ご説明を申し上げたような背景から、私はこれまで本市独自による中学校3年生までの拡大に慎重な姿勢を貫いてまいりました。私の2期目の政治公約でもありますことから、当該制度の県内格差是正に今後も努力をしながら、本市においては平成22年度より助成対象を中学校3年生までに拡大することで予算措置を講ずることといたしました。

次に、2点目のヒブワクチン接種や股関節脱臼等の助成支援の充実についてお答えいたします。まず、ヒブワクチン接種についてでございますが、私も議員ご指摘のとおり、乳児が細菌性髄膜炎を発症した場合、死の危険や障害が残る可能性があることを十分認識をいたしております。したがって、平成21年度春季国要望の際、本市提案により全国市長会を通じてヒブワクチンの法律による定期接種化と接種費用の軽減に対する十分な財政措置などを国に対し強く要望しておりますことをご報告申し上げます。

ところで、ヒブワクチン接種費用への助成に関しましては、現在、既に大田原市が助成を開始しております。また、平成22年度からは日光市が新たに助成を開始するなどの情報を得ております。しかし、先ほども述べましたように、こうした社会保障的行政サービスが、市町独断先行による対応は県内県民格差を生むという観点から、県と市町が連携協調し十分な議論をまず行うべきと考えております。

したがって、本市国要望に対するマクロ政策動向も踏まえながら、県内自治体間による意見交換をさらに促すとともに、地元医師会との連携による助成のあり方に関する検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、股関節脱臼等への助成支援についてでございますが、本市におきましては子育て支援対策の一環といたしまして、股関節脱臼検診及び予防接種費用の負担軽減を図るため、新生児訪問や4カ月児健診の中で股関節脱臼検診の周知を図っているところでございます。

当該検診は任意の検診であることなどからして、平成20年の受診率は33.7%と低い状況にございますが、検診者のうち3割弱が経過観察または要治療という結果があらわれております。改めまして股関節脱臼の早期発見及び早期治療の必要性を痛感している次第であります。

したがって、平成22年度より、満1歳未満の乳児を対象とした検診体制を整備するとともに、検診費用の一部助成のための予算措置を講じたところでございますのでご理解いただきたいと思っております。

最後に、3点目の学童保育についてでございます。議員ご指摘のとおり、近年共働きやひとり親家庭等の増加によりまして、利用者は増加傾向にございます。ところで、本市における学童保育の対象につきましては、小学1年生から3年生までの児童、または市長が認める者としております。これは、国の基準に則したものでございますが、実態といたしましては、小学1年生から3年生までの児童受け入れを優先としながらも、4年生から6年生の受け入れも可能な限り行っているところであります。また現在、利用希望児童の増加に対応できるよう、学校の余裕教室や公共施設等を活用するなど、全小学校区5カ所でのそれぞれの工夫をこらした運営が行われております。今後とも児童の居場所づくりの充実を図ってまいりたいと考えております。ご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

高齢者対策についてお尋ねがございました。議員もご指摘でございますが、少子高齢化の急速な進展によりまして、本市における65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は伸び続けている状況にあります。現に、平成12年度と平成20年度を比較いたしますと、高齢者数は7,748人から8,282人、高齢化率23.6%から27%へとそれぞれ増加をいたしております。また、本市の平成21年10月現在の高齢者世帯は1,586世帯、うち独居高齢者世帯は769世帯となっている状況でございます。このように今後も高齢化はさらに進展することが予想されますことから、独居高齢者等に対する身近な地域社会全体での見守りや支え合いの体制づくりが喫緊の課題となっております。

このような中で、本市の福祉タクシー事業につきましては、在宅の障害者や独居高齢者等の交通の便を確保するため、タクシー利用にかかる運賃の一部助成として月4枚、年間48枚のタクシー利用券を交付することにより、障害者及び高齢者の社会参加を促進することを目的に、平成20年4月から実施をしているところであります。しかしながら、発行枚数に対する実際の使用率が40%台と低迷をしておりますことから、福祉タクシー制度の普及啓発とともに、一層の利便性の向上を図ることが課題となっております。

このため、今年度は利用できるタクシー会社を市内の6社から、隣接する那珂川町、茂木町、さくら市、高根沢町の業者に拡大し、全体で14社の利用が可能となりました。また、腎臓機能障害を有する人工透析を受けている方には利用券を2倍交付するよう改正したところであります。さらに、平成22年度からは1回に利用できる枚数を現行の1枚から4枚までに拡大することとし、現在その準備作業を進めているところであります。

市といたしましては、今後も増加が見込まれます独居高齢者等の状況を踏まえ、福祉タクシー制度のさらなる充実やデマンド交通など交通弱者対策を含めた交通政策全般の見直しを公共交通再編整備計画の策定作業の中で行っていくとともに、地域ICT利活用、いわゆるきずなプロジェクトによる高齢者見守りネットワーク構築や地域支え合いの核となる仮称多機能型福祉施設の整備などにより、自宅に閉じこもりがちな高齢者が地域社会との交流を絶やさない、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していただくための総合的な対策を計画的に講じてまいりたいと考えております。引き続き、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、地産地消による農業推進対策についてであります。1点目の学校給食への地元の農産物活用につきましては、従来から地元農産物直売所協議会やJAの各種野菜部会との連携を図りつつ、旬の食材等を中心とした地元農産物の活用を図っているところであります。ちなみに、昨年度における県産品3品以上の活用状況を見てみますと、給食実施日数195日のうち134日の68.7%の活用割合となっております。内容は、ネギ、白菜、大根、キュウリ、ナス、ジャガイモ、カボチャ、ニラなどの野菜類のほか、ヨーグルト、リンゴ、イチゴの活用

が図られております。

学校給食への農産物の活用につきましては、平成20年度から地産地消の一環といたしまして、県産農産物供給円滑化促進事業（児童1人当たり100円補助）に取り組みまして、学校給食センター、烏山小学校、烏山中学校共同調理場に地場産野菜の購入を依頼し、実施をさせていただいております。

さらに、平成21年度は、緊急経済対策の一環といたしまして、市単独で児童生徒1人当たり500円の上乗せを行い、地元農産物の供給促進を図るとともに、地元産和牛を使った牛丼、ステーキ丼、1人当たり2回分で140グラム、約630円の提供をするなど、学校給食へのさらなる地元農畜産物の活用促進に努めているところでもございます。

また、平成22年度においても、国庫補助の学校給食地場農産物利用拡大事業及び市単独の地元農産物供給円滑化促進事業や地元和牛食材提供事業に取り組む予定といたしておりまして、今後とも食育の観点も含めて、地元農産物の積極的な活用を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、道の駅の整備に伴う農村レストランの開設と観光・地産地消交流の場設置につきましては、市の農村活性化計画ビジョンの中で市役所内に研究プロジェクトを立ち上げる段階でございまして、平成22年度から本格的に検討することとしておりますが、現在、県内に設置をされております16カ所の道の駅の状況、近隣市町においてオープン予定の施設現状などを調査研究しつつ、地元農産物直売所や地元住民の意向等も十分に反映しながら協議をしまして、ご指摘の観光と地産地消の調和のとれた交流施設の建設に向け努力をしましてまいる所存であります。

次に、市民体育館建設構想についてお尋ねがございました。この経緯について述べさせていただきます。合併前の南那須町において、当時の南那須勤労者体育センターが荒川の河川改修に伴って撤去され、その際に、国からの補償費、3億4,000万円を町有施設整備基金に積み立てるとともに、体育関係者を中心とした町民体育館建設検討委員会を組織し、具体的な整備構想が町に答申をされました。

それら基金や答申内容を含めて那須烏山市に引き継いだ経緯がございます。当時は体育館の整備推進を早急に図るという機運もございましたが、新市協定に基づき、合併前の駆け込み投資を控えたものでございます。

その後、両町合併協議会において策定いたしました新市建設計画の主要事業に、スポーツ基盤の適正配置及び拠点の整備充実を掲げ、また平成20年度には新市建設計画を最大限尊重する形で総合計画基本構想のチャレンジプロジェクト10に、市としてふさわしい文化スポーツ複合施設の整備推進を掲げたところであります。

さらに、総合計画と連携して策定いたしました都市計画マスタープラン地域別構想では、市全域にわたる都市基盤施設の整備等について、有識者、公募委員及び職員で構成する都市建設懇談会や都市計画審議会の答申など一連の策定プロセス手続きを経て、市のメインとなる文化スポーツ複合拠点の整備箇所を都市生活拠点である南那須市街地に位置づけたところでもございます。

議員もご承知のとおり、予算措置に関しましては、昨年12月に国の経済危機対策臨時交付金の活用を図り、都市再生ビジョンの策定支援業務に1,000万円を予算計上し、両市街地における快適な都市空間の形成を図っていくことといたしております。

当然のことながら、限られた財源を有効に生かす観点から、具体的な整備につきましては、時間的な制約もございますが、合併特例債、また、都市再生関連の交付金等を最大限に活用しながら、進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘の新聞報道でございますが、今申し上げた内容が記事になっているものと理解をいたしております。先ほど来申し上げております都市再生ビジョンは、市総合計画、土地利用計画及び都市計画マスタープランにおける市街地整備の方針に沿って、2つの都市核を有する本市の都市構造を踏まえ、適正な機能分担や連携の強化を図るとともに、居住環境の向上や産業の振興に配慮した土地利用の誘導を行い、都市拠点の整備、定住支援、ネットワークの構築など市域の一体的な発展を可能とする将来都市構造の形成を目指して、来年度中に策定をすることといたしております。

したがって、議員ご指摘の文化スポーツ複合拠点の整備に伴う具体的な規模、事業費、整備スケジュール等につきましては、今後、生涯学習課を中心に庁内検討組織を編成するとともに、体育関係者のご意見等も集約をしながら、それら調査研究成果を先ほど申し上げました都市再生ビジョン策定業務に反映させることを前提に、市として具体的な整備構想を策定したい考えでございます。ご理解を賜りたいと思います。

やまびこの湯についてお答えいたします。やまびこの湯は、市民の健康と福祉の増進施設として、平成9年4月に開業し、以来地域の皆様の憩いの場となることを目指しながら運営を行ってまいりました。この間、平成18年4月から半年間の休業期間があったものの、平成18年9月から民間の指定管理者のもとで営業が引き継がれておりました。

しかしながら、諸般の事情によりまして、昨年12月をもって指定管理期間の残期間1年3カ月を残し、指定の取り消しに至ったことは極めて残念でなりません。

議員ご指摘の再開に向けた当面の対応でございますが、今次定例議会でご可決をいただきました補正予算のとおり、専門業者による浴槽系統機械設備等の点検調査を実施し、現状を把握した上で、庁内委員会である公有財産管理運用委員会、指定管理者選定委員会等で今後の施設

のあり方を含め検討しながら、議会のご意見も賜りながら方向性を導いてまいりたいと考えております。

地元横枕を初めとする地域の皆様の、やまびこの湯の営業再開に向けての要望にこたえるべく努力してまいり所存でございます。議員各位におかれましてもご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

県道那須烏山御前山線の改修についてご質問がございました。本路線は本市総合計画におきまして、本市の広域的な生活、経済活動を支える都市軸として位置づけられておりました。平塚議員のご指摘のとおり、本市と茨城県を結ぶ重要な路線と認識いたしております。

沿線には、やまびこの湯やゴルフ場等観光施設がございまして、山間部であるため幅員が狭い上、急カーブ、急勾配が連続しており、車のすれ違いも厳しいなど通行上危険な状況にあり、さらに冬季においては降雪のため通行に不便を来している現状を十分認識しております。

このため、年度当初に烏山土木事務所幹部と実施をしている事業打ち合わせ会におきましては、毎年本市からの重要要望箇所として早期の事業化をお願いしているところでもございます。

また、栃木県議会県土整備委員会で毎年実施している現地調査時には、本市からの事業要望5カ所の中の1カ所として本路線の道路改築事業の早期事業化を要望しているところでもございます。

今後とも、本路線の危険度と重要性を強くアピールし、早期事業化に向けた要望活動を実施していく所存でございます。ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上答弁とさせていただきます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） それでは、質問項目に沿いまして再質問をしたいと思いますので、お願いいたします。

まず、子育て支援の問題でございますが、この考え方ですよね。今年度から国の施策の中で子ども手当の支給というのがありますけれども、考え方としましては、それぞれ今までは子供は家庭で育てるものという考え方でいたのですが、今のような急激な少子化の中では子供は国の宝、地域の宝ということで、国を挙げて、また、地方の行政も含めて地域社会も含めて子育てをしなければならない。こういうような大きくヨーロッパはそういう方向になっているわけなんですけれども、基本的に大学まで学費は無料とかそういうふうにはなっているわけなんです。今までの考え方を大きく転換する政策だと。先ほど私が冒頭に言いましたように、今度の鳩山首相が命を大事にする政治ということをして24回も施政方針で述べたんですが、そういう中での子育て支援というような位置づけはすごく大事だというふうに思うんですが、その基本的な考え方、市長のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私もそのような理念を持ちながら、今、政策全般にわたって執行しているというふうにご理解いただいてもよろしいと思います。市民の生活最優先を掲げておりますので、そういった中で子育て支援を初めとする福祉、医療、教育、これは最優先だろうというようなところから、今後も拡充、拡大に努めてまいる所存であります。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 国会におきましても、私どもの議員がこの子育て医療の国の制度として無料化すべきだという質問を先ほど行ったところであります。これに対して、今現在、市町村が何らかの方法で支援をしているというのが94%以上にのぼっているんですね。それぞれの自治体で支援しているのが。

当面小学校6年生まで完全に無料化したとしましても、3,000億円あれば国の試算でも無料化ができるというように試算されているものであります。そういう意味で、ぜひそういうことは国に要望してもらいたいんですが、当面、大谷市長のマニフェストの中で中学校3年生まで医療費を無料にするということを、今年度から小学校6年生から中学校3年生まで拡大したということはあるがたいことなんですけれども、残念ながら、入院時の食事療養にかかるものを除くというのが1項目入れられていたんですよ。

その説明によれば、県が小学校6年生まで子供たちの医療費の無料化を引き上げる条件に、この入院時の食費療養を除くという方針を出した。したがって、市のほうでもこれに従って入院時の食事費用にかかるものを除くというふうにしたと言うんですが、それは今まで小学校6年生まで入院時の食事療養にかかるものを無料だったものを有料にするということですからね。これは大変な点でマイナスでありますし、一般の入院の方でも1食260円とっているんだからというんですが、それでは何でこのこども医療費助成制度をやるんですかと。子供は収入がないわけですよ。だから、大人と違うわけですよ。

そのためにこの医療費無料化というものを出したり、きょうの下野新聞によれば、日光市ではことしの4月から高校生以下に国保滞納世帯であっても正規の保険証を交付するというのが出ておりました。これもやはり基本は同じなんですよ。そもそも子供には納税の責任がない。親の事情で子供を区別してはならない。こういうことで踏み切ったというようなことなんです。

こういう流れの中で、国のほうでも短期保険証を高校生以下に給付するという方針が出ているわけなんです。そういう観点からいきますと、入院時の食事療養費を有料にするというのは、これはこども医療費助成の考え方に逆行する改悪だというふうに私は思います。

大体食事費を別建てにするという考え、医療改悪の一環として差額ベッドと食事は別建てだ

というふうに改悪された国の方針があるんですね。それに県はならって、食事はだれでもいつでもするものだからこれは除外しようという理由で国はやったんですが、それにならってこの小学校6年生まで引き上げるのならば、入院時の食事療養費を除外するというふうに書いたものであります。

しかし、入院時の食事療養というのは、医療行為そのものなんです。さらに、その対象である子供たちは収入の得られる大人ではなくて、収入のない子供が対象なんです。今まで小学校6年生まで実施してきたものが、どうしてもう一度ゼロ歳からすべての子供たちにさかのぼって、入院時の食事療養費を取り立てるのか。その考え方についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 入院時の食事療養費の助成対象外という件でございますが、今、議員のご指摘のとおりなのでございますが、県の政策懇談会で数回ほど協議を行ってまいりました。その中で、10人の中の私も1メンバーであったということもございますけれども、その中で私どもが主張してきたところは、小学校6年生までの医療費無料化をまず知事の公約に基づいて拡大するべきだ。さらに、所得制限を加えていましたので、所得制限はなしにするというようなことを折衝してきたわけでございます。

最終的には私どもの要望がそのまま認められた格好になっております。したがって、そういうところでこの要望を聞いていただいたということもございまして、市長会としての要望でございますから、やはり市長会の中にもこの市町の格差是正ということもございまして、私は平成22年度につきましては、この県策の内容に準ずる形で進めるべきだ。さらに国策が子ども手当支給ということになりました。したがって、子ども手当が完全に支給をされるということになったということもその背景にはございます。

そのようなところから、平成22年度につきましては、そういうところで県策にのっとってさらに国の国策の子ども手当も決定をしたということも伴いまして、療養医療費の適用除外を判断をしたということでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、栃木県民は私はどこにいても同程度の生活保障はすべきだという基本的な考えを持っております。今後、隣接市町あるいは県内の動向がどのように動くかもやはり情報をキャッチしなければなりません。したがって、そのような県内の市町の動向を比較の情報を得ながら、今後の対応については検討してまいりたいといったスタンスで考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） この問題に関してはこの間の条例改正の際に答弁がありましたが、県内では中学校3年生まで19市町村で本年4月から実施する。その中で入院時の食事も含め

て無料化というのが12自治体あるということでもあります。群馬県もこれは県のほうで中学校3年生までですけれども、全市町村が無料でございます。埼玉県も全市町村で無料化ということでございます。

この間の条例改正の際にも審議がありましたが、現制度では窓口で一たん医療費を払う償還払い制度になっております。若い世代の経済的負担と受診事務の手間を省く上でもこの窓口払い廃止が今広がっているという状況でございます。本市におきましても、現物給付方式を取り入れて子供の医療費の完全無料化を進めてはいかがかというふうに思うのですが、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 平成22年度の中でももちろん栃木県内の動向、そして隣接の群馬県の状況も十分に把握をいたしております。そのようなこともございますので、平成22年度の中でいろいろと情報をキャッチしながら内部でそのような議論もしながら、検討対応していきたいと考えています。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 現物支給の件でございますが、この子ども医療は、昔、私が担当していたころ、乳児医療ということで始まった制度でございまして、その当時は3歳までの無料化ということで、3歳までは現物給付という形で当時からやっておりますので、それは今も継続はされております。ただ、3歳以上の部分については償還払いという形になっているわけですが、これらについては国民健康保険連合会あるいは社会保険の支払基金、そちらのほうを通しての現物給付になった場合は請求という形になりまして、その委託料が現在でも3歳までで月約200万円、両方に支払いをしているところでございます。これを中学生までに拡大しますと、倍以上、4～500万円は委託料だけで月に払うことになってしまうという点と、地元医師会等の了解も得なければならないという問題もありますので、今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） もちろんその点はわかっていますし、本市独自に1レセプト500円の自己負担についても近隣市町村ではない、市で負担をするというような進んだことをやっているわけなので、それはそれなりに認めるわけですが、いずれにしましても、そういう流れの中で、子供たちがお金がなくて医者にかかれないというような状況をなくしていくという医療費無料化の趣旨を大いに生かしていただきたいということで、検討していただきたい。とりわけ食費の除外の問題でございますが、これはもう一度繰り返しますが医療行為の一環で

ございまして、子供は好きで入院するわけではありません。何とか治したいと思って入院するわけなので、その食事についても治す治療の一環なんだというような考え方で、大人と同じようにどこでも飯食うんだから、それは払うのは当然だというような発想ではなくて、子供たちの医療費を無料にするというこの趣旨から言って、その治療行為の一環である入院食事は無料にすべきだというふうに思うんですが、その辺もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 繰り返しになりますけれども、近隣自治体、そういった情報あるいは県との新たな要望といったところも含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 次に、ヒブワクチンの問題でございしますが、これについては日光市やさくら市でも実施しますし、さらには市長の選挙公約としてヒブワクチン接種ということが助成支援を充実推進しますというふうに明記されているものを、じゃあ、それをやってくださいということを取り上げておりますので、ほかの要素を見るということではなくて、市長の政策として実施すべきではないかなというふうに思うんですが、その辺もう一度答弁をお願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まさに股関節とヒブワクチンは公約に掲げました。なぜ平成22年度で導入しなかったかということですが、私は導入をしたかったのであります。いろいろと内部で検討いたしました。小児科の専門医も保健師のほうからヒアリングをさせていただきました。まずは医師の理由からいたしまして、今のところまだ導入はいいのではないかなというようなご指導もいただいたという経緯もございました。

まずは優先すべきは股関節脱臼だということは先ほどのデータのとおりでございますので、それから着手したということですが、内部の調整がまだ不調であるというふうにご理解いただきたいと思うんですが、私としては前向きに検討していきたいと思っております。もちろん平成22年度もそういった検討期間でございますので、公約に違反するようなことは考えたくないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） お隣のさくら市では子宮頸がんワクチン接種の事業に着手したいということで、これは4月からやるということを行っているわけではないんですよね。この子宮頸がんのワクチン接種につきましては、大田原市、下野市、日光市などでは新年度からやるんですが、さくら市ではこの年度内に検討するというのを、きのう一般質問で議会で答えたようでございますので、本市としてはヒブワクチン接種と子宮頸がんのワクチンの助成をぜひ

今年度中に検討して、近隣町村と肩を並べて子育て支援に前向きだという姿勢を示していただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、女性の子宮頸がんについて新たな提言もございました。ヒブワクチン、女性の子宮頸がんあるいはその予防ワクチンにかかわるものはもう少しあったと思いましたが、その辺のところについてはやはり隣接あるいは県内市町の動向をつぶさにキャッチしながら検討すべき問題だろうと考えておりますので、平成22年度のうちにはその辺も全体的に、那須烏山市にあるべく予防接種ワクチンのあり方を全面的に検討していきたいと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひゼロ歳児を対象に細菌性髄膜炎を予防するためのヒブワクチンと小児用の肺炎球菌ワクチンの接種並びに子宮頸がんワクチンの助成について、もう一度前向きに子育て支援に沿って、これの助成を進めていただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

次に、学童保育の関係でございますが、これにつきましては小学校5カ所でやっているというところでございます。これはわかりますが、1つは今市を含む日光市、これは今市で3年前に実施できたんですが、これはなぜかという、女兒の誘拐殺人事件がありました。その影響でやはり子供の命を守ろうということでこれが進んだというふうに思われます。

その隣接の矢板市におきましても、小学校6年生までということでこれが実施されているところであります。本市におきましては、平成21年度は8カ所というのは私立も含めるんですかね、公立は5カ所という考え方なんでしょうかね、学童保育。希望により4年生以上も受け入れ可能というふうにしているんですけれども、その辺、規模によって受け入れているんですから、これは別に6年生まで引き上げても問題ないのではないかと私は思うんですけれども、平成21年度は200人というふうに考えますけれども、5年後には260人というふうに設定しているんですけれども、その辺、バス通学が非常にふえて主流になっております。そういう意味で、やはり子供たちが団体にバスできちんと帰れるようにするためにも、3年生で区切らないで6年生まで対象にしてはどうかというふうに思うんですが、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 学童保育につきましては、議員ご理解のとおり5カ所の小学校全校に公立で配置をしております。そのうち定数は先ほどおっしゃられた全体で260名、これは国の基準面積、保育所と同じでその面積によって定員が決められているものですから、

その学校による教室の利用形態によって各々定員は変わっているところであります。

実は新年度に向けて、現在、利用希望者を募集をかけているところでございます。2月末の状況では、定員260名に対して224名が入所申し込みをしております。そのうち、小学校3年生までが156名、小学校4年生から6年生までは68名という状況になっておりまして、おおむね3年生までが7割、4年生から6年生が3割。どうしても小学校高学年になりますと、部活の関係とかいろいろあるものですから、人数は若干少なめという形になりますが、定員を満たすまでは希望があれば現時点でも6年生までお預かりはしているところでございます。ただ、6年生まで全部預かるよという規則の改正をしたらどうかということでございますので、先ほども言ったようにクラブの面積等によって差が出てきますので、それらも含めて現時点でもそういうことで3割のお子さんは6年生まで預かっているわけですから、今後も引き上げに向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） よろしくその辺、お願いしたいと思います。

続きまして高齢者対策でございますが、まず、高齢者福祉タクシーについては52%、そして、障害者福祉タクシーについては43%しか平成20年度は利用されていなかったということで、これは文教福祉常任委員会で、私のほうで指摘をして決算のときに要望したものであります。私も烏山市内の3社のタクシー会社を訪問しまして、そういうことで初乗り料金とはなっていますが、小木須や大木須のほうに帰る場合には720円では一部しか払えなくて、3,000円近いお金を2,000円ぐらい足さないといえないということなので、月に一度は4枚の券を使って買い物をしてうちまで帰れるようにということでの要望なんです。これについては検討いただくということになったところであります。

この福祉タクシー制度の充実についてはこれから高齢者の単身世帯がふえてまいりますので、ぜひともその辺の充実を一層、デマンドタクシーとか交通体系も検討していくということでございますので、その辺も含めて進めていただきたいなというふうに思います。

そこで、急増する高齢者単身世帯の生活保障施策の推進なんですが、具体的には高齢者見守りネットワーク事業というのを平成20年度から実施したわけなんですけれども、これは先ほど市長が答弁されました769人ですか、現在のところ高齢者単身で住んでおられる家庭がある。これが団塊の世代の方が定年になりまして、これからますます独居老人がふえるということになるわけですね。

そういう中で、それを見守り、そして生活の支援をするというような体制が求められると思うんですけれども、その辺、この市長のマニフェストでも、高齢者単身世帯の生活保障施策を

推進するとあるんですが、これは具体的にはどのようなことを想定して、この生活保障施策というようなものを挙げているのか。中身についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども末尾のほうに申し上げたんですが、これからの単身世帯、これは本当に懸念をいたしております。今、おおむね800世帯、8%、これが今、私も団塊の世代の第1号ですけれども、20年後は80歳になります。そういたしますと、今の人口構成が一番多い、これが80代に突入してまいります。そういたしますと、この那須烏山市の人口構成は極めて超高齢化社会になっていく。40%を超える、あるいは50%に達するかもしれません。そのような超高齢化社会をさらに単身世帯が今の2倍、3倍にふえた場合はどういう構造になっていくかというのは、おそらく想定ができると思います。

その中でいくとなれば、まずは、3食食べることから考えなければならないだろうと思います。そうしますと、今、配食サービスも一部おやりになっていますが、やはりそういった起きて食べて寝てまでの1日の生活を考えますと、1日うちの中でとじこもっていたのでは病気になってしまいますから、そういったことでなくて、各地域に配食サービスの機能もできる、あるいはみんな集まってお楽しみ会もやれる。あるいは多少リハビリが必要な方はインストラクターのもと運動もできる。あるいはどうしても介護が必要になったら、そういった施設等もやはり考えなければならないわけですね、これから。

そういった多機能型施設のイメージでございます。そのようなことをモデル地区を設定して平成22年度、そういったチームをまず組織をして検討していきたいと考えているわけです。それが平成22年度の多機能型施設の事業着手ということになると思います。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 高齢者見守りネットワーク事業の中身についても聞きたかったんですが、質問時間がなくなりましたので、予算の審査の中でそれは委員会の中で聞きますので。

次に、高齢者の福祉の充実を図りながら、生きがいのある生活を支援していただきたいというふうに思います。

次に、学校給食への地元農産物の活用なんですが、栃木県の学校給食は県の学校給食会の影響力が非常に強いわけで、なかなか地元産品を入れるというのには抵抗がありますが、その中でも地域のお米を入れたり、野菜を少しずつ入れたりという努力をされているのはわかります。牛肉なんかも拡大しているのはわかるんですが、私ども文教福祉常任委員会が山形のほうの行政視察に行ったときに尋ねたら、山形のほうでは30%以上、地域の農家の方々あるいは農産物直売所に参加しているところと年間契約をして、野菜をつくって学校給食に納めている。30%以上ですからね。そういうことで地産地消を進めているというのを聞きました。ぜひこ

れは市長もマニフェストで掲げているわけなので、なかなか壁は厚いですが、地元の農産物を利用するように図っていただきたいというふうに思います。

次に、これは農村レストランとか観光との交流の場というのはわかるんですが、問題は道の駅との整合性の問題だと思うんですね。道の駅につきましては、庁内にそういう研究グループをつくらせた、検討中だということまでいったんですが、この道の駅が市民の間でも賛否両論です。今さらこの那須烏山市につくって本当に採算が合うのかという話もありますし、直売所をやられている人は当然そこと競合しますので、お客さんが取られるのではないかという懸念もあります。

そういう意味では、そういう直売所の皆さんに参加いただくような道の駅というのを検討せざるを得ないのかなというふうに私は考えているんですけれども、その辺、なるべく地産地消を進めて農家のほうに所得が回るように進めていただきたいと思うんですが、その辺、どのようにお考えなのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども最後に申し上げましたが、地元農産物直売所の皆さん方と協議をすることを欠かすことは絶対できません。したがって、今の先進のミニ道の駅も含めて、行政が主導したことで成功した道の駅は1件もございません。地元の意欲、やはりそういった地元の力が一番大事でございますので、そういったところを考えながら、官民挙げた直売所も入れたチームをつかって、その中で協議検討していく。もちろん財源の問題もあります。一般財源だけでつくるのは無理でございます。したがって、この農政あるいは国土交通省、そういったまちづくり交付金的な補助も絶対必要でございますから、そういうものと絡ませるチームをつくらなければならないと考えています。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひそういうことでお願いしたいなと思うんですが、この項目には載せなかったんですけれども、県知事が東京ですかね、首都圏のほうにアンテナショップをつくるというのを公言されていますよね。これは私どもで前から市で独自につくったらどうだというふうに質問していたんですが、これについては市だけではなかなか運営費とか人件費とかいうのが払えないので、県がやるものについては市は参加してもいいというようなお話があったんですが、東京首都圏にこれから選定するんだと思うんですが、もし、県がアンテナショップをつくる場合には市もそれに大いに参加していただきたいなと思いますし、あるいは那須烏山市と交流をしている防災協定を結んでいる自治体にも、農産物が定期的に売れるようなものがないかというのが1つ。

あとは、ふるさと烏山会というのがあるんです。これは烏山出身で東京で活躍されている方

の会でございますが、そこではもちろん観光協会のあれで農産物が行ってはいますけれども、もっと本格的に例えば有機米をつくって、そういうものをふるさと烏山会を通じて売れるようなことをやってほしいと向こうが要望しているのに、なかなかこっちの体制ができないという実態もありますので、その辺も含めて大いにこれから地産訪消だけでなく、こちらから農産物を持って行って消費地で販売展開をするということも進めていただきたいと思いますと思うんですが、その辺、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） おっしゃることは十分理解をできまして、そのようなところを進めているわけでございます。豊島区も千歳烏山もあるいは和光市もそのような形で今いろいろと進めさせていただいております。スポットではございますけれども、ふくろう祭に参加するとか、馬事公苑で行われる世田谷区民祭りあるいは和光市民祭り、そういったところも地元の直売所が直接行ってそういった地産訪消を行っている実態もでございます。

定期的にとということも私も豊島区と防災協定を結んで区長さんに投げかけているんですが、実際はやはり今のアンテナショップ的な経費が大変高うございます。東京都内の一等地といえますと年間2億円から3億円かかるというのが池袋西口の実態でございます。今、池袋西口では宮城県が出ているんですよね。あれは3億円ぐらいかかると聞いております。

そういう実態がございますので、いろいろと今の交流のあるところを重視しながら、何かいいところ、単独のそういったアンテナショップがあれば極めて理想だと思っておりますが、もちろん県のスカイタワー構想についてもそのときは大いに参加をすべきだと考えております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 次に、市民体育館建設構想の件でございますが、先ほどの市長の答弁を聞きますと、じゃあ、ここの新聞に載ったことは本当なんだという理解でいいんですね。何かあまりにも私ども、唐突で、議会のほうに12月議会で1,000万円も調査費用をつけながら、全く具体的内容、我々議員が質問しなかったのも悪いのかもしれないけれども、全くそういう論議のないまま、いきなり3億4,000万円だけでできればいいですよ。先ほどの説明では何か合併特例債やその他の予算も使ってということになりますと、これは大変なことですよ。それと位置の問題についても、合併したのだから南那須に市民体育館をつくるということが決まったんだみたいな言い方をされるのは、非常に烏山住民としては心外だなというふうに思うんです。

そういう意味で、建設するかどうか、公共事業が縮小する、箱もの建設が必要か否かということが全国的に論議されている中で、建設するかどうかの問題や位置をどこにするかという問題についてももっとオープンで、そして全市的な論議が必要ではないのかなというふうに思う

んですが、その辺、もう決まったことなんですか、これは。その辺もう一度確認しておきたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 具体的にこのような日刊工業経済新聞のコピーを平塚議員からも渡されたんですが、このような大見出しになってきますと、これはすべて実現着手だというふうな疑念がございます。これはよく見ていただくとわかるんですが、具体的な規模、建設事業費、スケジュール、これは未定となっております、そのような今までの市の建設計画、都市計画マスタープラン総合計画、これにはそういった福祉総合ビジョンというのが出ているということは、これはもう議会にも説明しているところでございます。その中で、具体的な構想がないまま、先ほども申し上げましたように、都市再生ビジョンの中で決定すべきものと。先ほどはあくまでも経過、経緯を説明しただけでございますので、これは全く白紙の状態でご進めているというようなご理解でいいと思うんです。

あくまで都市再生ビジョンにお金をかけるわけですから、その中でこういった具体的な時期とかお金のかけ方あるいはこのようなきのうも雪も降る、大雨も降るというお話をいたしましたけれども、こういう箱ものは果たしてどうかということも今ご指摘のようにあります。ですから、そういったところから総合的にやはり判断すべきものでございます。そういうことで、今までの経過とこのことについての誤解ということがないようにご理解いただきたいと思えます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 要するに私が言いたいのは、議会のほうに具体的な説明がないままこういうふうになるということ、私は問題だと言っているんですよ。だから、そういう意味で本当に将来にかかわる拠点施設でございますので、そのビジョン作成も含めて大いに議会や市民のほうに説明責任を果たして、オープンでしかも全市的な論議でこういうものを構築していただきたいというふうに思います。

ただ、この市民体育館建設構想につきましては、那須烏山地域から相次いで県の出先施設が統廃合で撤退してしまっていますよね。そういう中で、見返りじゃないんですが、県のそういうような南那須はもう見捨てていいんだというような考えなんですかね。その辺を含めて、例えば県の中央には県立体育館がありますし、大田原には県北体育館があり、小山には県南体育館があるんです。

そういう意味で、そういうような県の出先機関がすっかりなくなっちゃうというようなことにさせないように、ここにも例えば県東体育館をこの那須烏山周辺につくる。それを地元で管理しろというのならいくらでも管理できますよというような形でも、これは考えるべきではな

いのかなというふうに思うんですが、その辺、ご答弁をお願いします。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） おっしゃるとおりよく理解できます。もちろんもうそのような県東部体育館構想については、お互い、例えば隣のさくら市とかいったところも手を挙げているわけですね。当然おくれをとっているということで、公式に文書ということはございませんが、当然栃木県の執行部、知事部局、副知事にはそういったところも伝えてございますし、県の南那須庁舎を初めそういったところも含めて、全体的に市のほうの要望を十分聞いていただくような進言も知事、副知事には私から直接いたしておりますこともぜひご理解いただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） こういう問題についてはオープンで全市的な論議をしながら構築をしていただきたいということを、もう一度確認をしておきたいと思っております。

次に、やまびこの湯の関係でございますが、この指定業者が撤退をしましたが、残された施設の現状はどうかというふうに私は懸念をしているんですが、先ほどこれから浴槽や施設内のいろいろな点検を図るんだということでございます。

しかし、以前、ここにお勤めになっていた従業員だった方から話を聞いているんですが、例えば指定業者にやまびこの湯を指定管理で受け渡す前には、例えばトイレの浄化槽なんかは完全に清掃して点検をして、そして渡しているということなのに、この何年間指定業者が管理している中では、一切やらなかったということや、温水のろ過機についても勝手に加工して、直接湯船の水がただ循環するだけのようにつくりかえているのではないかというようなことで、それがそのままになっているのではないですかというふうに言われたんですが、それが事実だとしたらこれは大変なことなので、もしそれについて費用がかかる場合には指定された業者の方に、当然アパートなんかを出る場合にはそういう費用を払うわけですから、そういうことを進めるべきではないかと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） ただいまのやまびこの湯の施設の関係のご質問がございましたが、私どもでも昨年の12月に引き継ぎを実際現場で行いました。その時点で機械の関係、とにかく一番大事な浴槽の循環ポンプの機械室に入ったわけなんですけど、その場所におきまして一部機械から漏水しているといった状況が把握できました。それ以降、その指定管理制度に入る前に市のほうで委託しておりました補修業者、目視でしていただきましたところ、やはり水を張って機械の循環ポンプ等を点検しなければ詳しい状況はわからないということでございましたので、この点検を3月の補正予算で計上したわけでございます。

機械の関係、それから先ほど指摘のございました浄化槽の関係につきましても、私どもでもちょっとふたをあけたところ、かなりいっぱい状況でございます。こういった状況をすべて先ほど言いましたように業者のほうに点検をしていただくとともに、必要に応じた費用の弁済といたしますか、その辺も検討してまいりたいと思います。あくまで原因が単なる施設の老朽化のためなのか、また指定管理のときの管理状況の問題なのか、その辺も点検はあわせて行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） ぜひ管理責任は明確にして、必要な補償は求めるべきだというふうに私も思います。

最後に、那須烏山御前山線の改良についてでございますが、この問題は私も議会の中で幾度となく要求しておりますが、一部側溝を補修するとかそういうことは逐次やられているようですが、路線そのものの改良計画が横枕までやるというのが、残念ながら上境の一の沢の住宅部分でストップしているというのが実態で、上境の一の沢の住宅部分から先の改良計画は全くないというのが実情なんです。

しかし、横枕から大木須を越えて、県境から先は高規格の立派な広い道路になっているということでございますので、栃木県側の上境の一の沢の山の部分から横枕、大木須県境まで、ここが改良になっていないということでもあります。

それで、これについては期成同盟会を開きまして大谷市長に期成同盟会の会長になっていただいているわけなんです、それ以後、組織としては明確に陳情要望していませんよね。そういう意味で、やはりこれは北関東の時代と言いながら、茨城、栃木、群馬を貫く1つの幹道の1つだと私は思っていますので、そういう意味ですごく重要だという観点から、市長も期成同盟会の会長として、ぜひこの改良計画が構築されて着工されますよう求めたいと思うんですが、市長の回答をお願いしたいと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 過日の境地区の自治会長さんの研修会の中でも、皆さん方から要望が出ております。これは毎年出ている要望でございまして、この栃木県東部と茨城県を結ぶという道路は極めて重要だと思っておりますし、那須烏山市の活性化発展のためにも整備が一日も早く望まれるという認識を私も強く思っております。したがって、毎回の要望についても載せているのもぜひご理解いただきたい。また、改めて、私みずから陳情要望書を皆さん方と一緒に改めて提出をしていきたいと考えておりますので、ぜひその辺、ご協力、ご支援いただきたいと思っております。

○16番（平塚英教君） 終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、16番平塚英教君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時40分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

通告に基づき今期最後の質問ということになりますが、議席番号も最後の20番の高田悦男君の発言を許します。

20番高田悦男君。

〔20番 高田悦男君 登壇〕

○20番（高田悦男君） それでは、皆さんこんにちは。お疲れのところ、最後の一般質問、ご清聴いただければと思います。平成22年第2回議会定例会一般質問最終バッターとして、水上議長から発言を許可されました20番高田悦男でございます。質問に入る前に、若干の時間をいただきまして、恒例によりまして諸般の報告を申し上げたいと思います。

我々に残されました任期も2カ月を切りました。私はこの4年間、市民が主役の議会活動を進めてまいりました。地域主権を確立するためには、まず都市との格差解消が不可欠であるという信念のもとに、情報格差の解消に向けて取り組んできました。市長を初め市を挙げての取り組みによるところが、他市町と比較をしてもいい結果をもたらしたと考えております。

現在、光ファイバーケーブルは市内一円に張りめぐらされ、ユビキタス社会構想の理念であるいつでも、どこでも、だれでもITが利用できる高速インターネット利用が可能な環境になりました。さらに、この光ファイバーケーブルに対応した交換器も次世代ネットワーク（NGN）に組み込まれておりますので、光電話はもちろんのこと地上デジタル波の再配信サービスにも対応しております。間もなく利用可能という状況でございます。

また、携帯電話の不感地区解消の取り組みであります。ドコモFOMAの電波改善につきましては、これまでの4年間で20数基のアンテナが市内に設置されたと聞いております。この3月中には向田地区周辺、下境地区周辺、大木須地区周辺、市が事業として取り組む鉄塔建設による小木須地区周辺、小原沢地区周辺のそれぞれの一部が実施される予定であります。市内での不感地区解消率は100%により近づけたものと考えております。

次に、去る12月議会で取り上げました緑地運動公園のB球場につきましては、一部照明等の設置場所の不具合により、ソフトボールの打球が照明の影響を受けやすいという危険性をなくすための作業が、このほど実施されました。2月21日、南那須ソフトボール部会の役員を

初め各チームの代表者約25名が集合しました。それぞれスコップ、つるはしなどの道具を持ち寄りまして、ベースやピッチャープレートの移動及び埋設、ベンチ等の移動をボランティア作業により、照明の影響を受けにくいダイヤモンドの形状にすることができました。

それでは、これより既に通告済みの5点について質問を進めていきたいと思っております。今回は政権交代後の特徴ある政策について取り上げたところでございますが、昨日来、民主党に対する期待を込めた質問、答弁がぼんぼん飛び出しまして、私としては感謝を申し上げるところでございますが、また大変身の引き締まる思いがいたします。それでは、意を用いた市長の答弁を期待して質問を進めてまいります。

初めに、戸別所得補償制度モデル対策について伺いたいと思っております。国民の生活が第1の民主党マニフェスト、地域主権の中で国民にお約束をいたしました農業の戸別所得補償制度の創設により、農業再生と食料自給率を向上させる事業でございます。日本の農業は、農業従事者の減少、高齢化、農業所得の激減、農村の疲弊など危機的な状況にあると思われまます。食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持てる環境をつくり上げていくことが戸別所得補償制度の目的であると先ごろ赤松農水省大臣の談話がございました。

国の平成22年度予算の中において戸別所得補償制度のモデル対策としまして、水田利活用持久力向上事業に2,167億円、米戸別所得補償モデル事業に対し3,371億円、戸別所得補償制度導入推進事業等に80億円、計5,618億円が盛り込まれました。この対策は、農政の歴史にとって大きな転換点を迎える意義を持つと考えるところであります。標準的な生産費を算出し、農家の手取りの補償を全国的かつ公平に行うもので、効率的な経営をする農家ほど報われる仕組みのようでございます。

もう一つは、昭和45年から40年間にわたって農村を疲弊させ、閉塞感を与えてきた生産調整、いわゆる減反政策についても大転換が図られることとなります。これまでの米の生産調整は、生産調整達成者のみに麦、大豆等の助成金を交付する。生産規制ともいえる手法で行われてきました。また、それだけで十分な成果が得られないために、生産調整に参加しない人に対してはいろいろな形で差別的な扱いやペナルティ的扱いがあったのではと思っております。

農家同士が監視させられたりするような封建的な面もありました。この新しい制度にできる限り多くの農家が喜びをもって参加をしていただきたいと思います。このほど農家に対する生産調整目標面積39.86%の配分も示され、説明会も開催されていると聞いております。自給率向上のために麦、大豆、米粉用米、飼料用米などについてわかりやすい助成体系のもとに生産拡大を促す対策と水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策の2つがセットで行われます。これらのことに対しまして、

市の果たす役割をお尋ねするものでございます。

さらに、40年にわたる生産調整政策については大転換が図られるわけではありますが、不安感を訴える受託農家や法人、組合もあると聞いております。その点については、市としてどのように説明責任を果たされていくのか伺うものであります。

続きまして、林業の再生について伺いたいと思います。農林水産省は林業、林産業の再生を環境をベースとした成長戦略の中に位置づけ、今後10年間で木材自給率50%に高める森林、林業再生プランをこのほど策定いたしました。戦後盛んに植林された人工林は樹齢50年の利用適期を向かえようとしております。しかしながら、木材価格の低迷、森林所有者の林業への関心などはますます低下をしております。所有している山林の境界すらわからない場合もあり、森林の適正な管理を行うことに支障を来すことも大変憂慮されております。

一方で、木材輸出国における森林資源的枯渇や地球温暖化防止の取り組み、為替の変動により、外材輸入の不透明性は増大をしております。エネルギーとしての利用やコンクリートから環境にやさしい木材への転換による低炭素社会づくりを目指す木材利用の拡大については期待をされております。

これら諸般の状況の中、今後の10年間で山林内路網の整備、森林作業の集約化、人材の育成をもとに林業経営の基盤づくり、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林林業再生のための指針となるプランを農水省が作成したのであります。市の役割としては、里山の整備が主であります。これまでの取り組みや今後の方針についてお聞きしたいと思います。

続きまして、木質バイオマス燃焼方式の発電について伺います。現時点ではバイオマスと言えばバイオエタノール、バイオディーゼルなどが主体であります。これらの原料としているのは主に食料である穀物であるため、価格の高騰や混乱を招いたことはご承知のとおりでございます。

木質バイオマス燃焼発電は、産廃事業者が建築廃棄物、間伐材やその残さのチップを混焼させて発電させる形態が主流であり、既存の電気事業者においては石炭や重油に数%混ぜて燃焼をさせ、二酸化炭素削減の一環としている発電所もあるようでございます。ヨーロッパでは木質ペレットを使用した発電が大変盛んでありまして、余分な蒸気は暖房用として地域に還元されているようであります。那須烏山市には豊富な木材や竹の資源があります。循環型エネルギーとして有効利用できればと思いますが、市長はどう考えるかお伺いするものでございます。

3番目はユビキタスタウン構想についてお尋ねいたします。地域ICT利活用モデル構築事業としての児童見守りが市内全地区に運用開始されたようですが、現在の状況についてお聞きしたいと思います。

続いて携帯電話による安否確認についてであります。現在、試行的に行っているようです

が、実施に向けての取り組みに問題等が発生していないかお尋ねいたします。

次に、平成22年度の新規事業について伺いたいと思います。まず、橋梁長寿命化修繕計画策定事業についてお聞きします。2月27日のチリ地震や1月のハイチ地震、一昨年5月の中国四川省大地震、この3月でちょうど15年になる阪神大震災などマグニチュード8クラスの大地震が世界各地で続いております。米国では、1930年代に大量の橋梁が建設され、50年を経過した1980年代に落橋や通行止めにはげむを得ない損傷が相次いだことはご案内のとおりでございます。

日本では1955年ごろから大量に橋梁が建設されており、2010年代から建設後55年を経過する橋梁が大幅にふえてきます。国内には高速道路も含めると長さ15メートル以上の橋が約14万6,000橋あり、管理面で見ると区市町村管理が58%、都道府県管理約30%、国管理約12%という割合になっているようでありました。国や都道府県のほとんどが定期点検を実施していますが、区市町村は1割程度と見ているようでございます。

米国の事例も踏まえまして、国は対症療法型管理から要望保全型管理に転換することになりました。国土交通省は2007年度に計画策定事業の補助制度を創設しました。都道府県と政令都市は2011年度までの5年間、区市町村は2013年度までの7年間の時限措置で、期間内に策定すれば2分の1が補助されます。

この制度の創設に伴い、計画に基づかない橋梁の修繕、更新への補助は先ほど言いましたように都道府県と政令市は2011年度、区市町村にあつては2013年度で廃止をする予定になっております。現在、市内における橋長15メートル以上の橋の数をお知らせいただきたいと思ひます。橋梁の老朽化や災害リスクから市民の安心、安全を確保するため、早急に調査を開始して維持管理計画を策定し、計画的な修繕やかけかえに取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、子ども手当給付事業は、子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子供が育てられる社会をつくる目的で創設されたものですが、児童手当との関連についてもお聞きしたいと思ひます。

試行雇用助成金事業は国のトライアル雇用事業に移行した事業と思ひますが、あわせてお聞きします。

ヒートポンプは大気熱を利用するもので永続的な利用もできることから、再生可能エネルギーとして認められておりますが、エネルギー対策事業についてお聞きしたいと思ひます。

最後に、日本女性のがん死亡率の第1位は胃がん、第2位は子宮がんということですが、何より安全は早期発見であります。女性特有のがん検診推進事業についてお聞きいたします。

最後のイノシシ捕獲促進強化事業については継続事業ですので省略いたします。

それでは、5番目に南那須庁舎の車いす用スロープについてお尋ねいたします。最後に南那須庁舎入り口南側に設置されている車いすのスロープでございますが、車いすの方が庁舎を訪れる際、自動ドアを利用できるようにスロープを新たに設置したのは平成4年ごろではないかという記憶がございます。一般的に当時はバリアフリーという概念が今より希薄であったと思います。現在、スロープの勾配がきつい。車いす用駐車場がわかりにくいという声を耳にいたします。改善の余地があると思いますが、市長の考えを伺うものでございます。

以上、市長の答弁を求めまして1回目の質問といたします。

○議長（水上正治君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（水上正治君） 休憩前に引き続き再開いたします。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいまは20番高田悦男議員から、農家戸別所得補償制度モデル対策についてから南那須庁舎の車いす用スロープについて、大きく5項目にわたりましてご質問をいただきました。その順序に従いましてお答えを申し上げます。

まず、農家戸別所得補償制度モデル対策の中で、恒常的に赤字に陥っている米に対する補てん2対策に対する市の対応のお尋ねでございます。現在、我が国の農業は農業従事者、いわゆる担い手の高齢化あるいは農業就業人口の減少、デフレ現象に伴う価格下落に伴う農産物価格の低迷に伴う農業所得の減少など、危機的な状況にあることはご案内のとおりであります。

また、食生活の変化あるいは人口減少等に伴いまして、主食用の米の需要が減少する中、自給力を向上させるには、輸入に依存をしている米以外の作物の生産を増大させることが必要となっております。

その前提として、農家の多くが自家消費を賄っている水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境をつくり、農地の有効利用が図られるようになっていくことが求められております。政権交代に伴いまして、昭和53年度からスタートをしておりました米の生産調整制度は大幅に制度が変わってまいりました。今回の制度は米の生産調整に協力、達成した個々の農家に生産費用の一部、10アール当たり1万5,000円、これを全国一律で補助する米戸別所得補償制度モデル事業、これは国レベルで3,371億円ではありますが、新たに制度化されました。

あわせて従来の産地確立対策交付金は食料の自給率向上を図るため、水田を有効に活用して

麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産を行う農家に対して助成を行う水田利活用自給力向上事業、国レベル総額2,167億円、これらに移行したわけでございます。これまで自給調整に参加をしてこなかった農家への生産数量目標の達成にかかわらず、転作分については助成対象とするところが大きな転換点でございます。

また、米戸別所得補償制度モデル事業につきましては、定額部分と変動部分の2段構えの支援となっております。定額部分につきましては10アール当たり1万5,000円、変動部分につきましては平成22年度の販売価格が過去3年の平均の販売を下回った場合、その差額をもとに変動部分の交付単価を算定するものであります。

これらの事業につきまして、生産調整実施者が交付の対象となるものであります。今回の政権交代により、米をつくる自由が認められたわけでございまして、転作は選択制となり、水田農業の対応は個々の農家の選択にゆだねられることとなります。従来進めてまいりました集落営農との協調も望まれてまいります。

今後の対応は、推進をするための説明会でございますが、過日2月3日開催をいたしました那須烏山市地域水田農業推進協議会を中心といたしまして、市の農政課、那須南農協、国、県など各関係機関が一丸となって事業を推進することで指示をいたしたところでございます。以来、各地区、各機関へ赴きまして、今、徹底をした説明を実施をしているところでございます。

次に、農家の不安感問題についてご指摘がございました。従前の転作制度は担い手を核とした米の販売農家、これは集荷円滑化対策への加入者、平成21年度実績で1,204戸でございますが、これらにウエートを置いて基本助成や担い手加算、団地化加算などを重点的に助成をしてきたところであります。今回からは、小規模農家も食料の安定供給、水田の持つ多面的機能の維持という重要な役割を担っていることを評価いたしまして、すべての農家が対象になる環境整備が図られたところであります。

従前、米価下落傾向に対して有効な政策的手当がなされないまま推移してきましたが、すべての販売農家を対象に直接所得補てんを行う措置が導入されまして、農家の手取りの岩盤補償を行うというものでございまして、効率的な経営を行うほど報われる仕組みとなっております。

これまでの米の需給調整は、転作作物への助成により推進してきておりましたが、この方法で需給調整参加農家の努力により米価が維持され、非参加農家もメリットを享受をして、戸別所得補償制度では、米の需給調整は米への支援で担保することで、参加した農家だけがメリットを受け不公平感が解消されるものと考えられております。

事業の推進に際しましては、不安と誤解の払拭のため、徹底した説明会や各種媒体等を通じ、積極的に普及推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、林業の再生についてご質問をいただいております。1点目の市の役割であります里山

整備の取り組みについてでございます。森林は国土の70%でございまして、本市では山林面積7,809ヘクタール、市全体の45%でありまして、当然言わずもがなでございますが、国土の保全や水源の涵養、木材生産機能、保健休養機能、温暖化防止対策としてCO₂の吸収源として国民生活に重要な役割を果たしています。

近年、木材の需要の低下によりまして、木材価格の下落、担い手の減少によりまして山の手入れが行き届かないということございまして、林業が衰退しつつありまして森林の機能の低下も懸念をされていると認識いたしております。

このため、政府では政権交代を受けまして、昨年12月に議員ご指摘のようにコンクリート社会から木の社会へを目指して、新たに森林・林業再生プランを作成して公表に至ったという経過でございます。このプランの内容、大きく3つに大別されております。まず、森林の持つ多面的機能の持続的発揮、2に林業・木材産業の地球資源創造型産業への再生、3つ目が木材エネルギー利用拡大による低炭素社会への貢献であります。

10年後、平成31年の木材自給率50%以上（これはちなみに申し上げますが、木材自給率は平成19年度22.6%でございます。平成20年度は不況で24%に上昇いたしました）を目指して、環境整備のための林道の路網、作業システムの導入を図り、森林資源の活用と制度面の改革を掲げ、今後の重点施策として位置づけると聞き及んでおりまして、今後その制度設計を注目しているところであります。

山林整備はその収益性の低さから、行政の支援がないと立ち行かなくなるのが現状であります。栃木県におきましても、平成20年度から森林の機能回復を目的としたとちぎの元気な森づくり整備事業がスタートいたしてございまして、県と市町村の役割分担で実施をしているところであります。

市町村が実施する里山林の整備事業は大きく3つに分けますと、将来まで守り育てる里山林整備、通学路等の安全・安心確保の里山林整備、野生獣被害軽減のための里山林整備ということになります。本市における平成20年度の実績では、全体整備面積13.2ヘクタール、事業費ベースで450万円であります。主な整備地域はこども館、毘沙門山、下境長手地区となっております。

平成21年度におきましても事業は実施継続でございまして、整備面積23.5ヘクタール、事業費ベースで1,161万円を予定いたしております。主な整備地域でございます。こども館周辺、自然休養村、小木須川戸地区となっております。地元からは獣害の軽減、景観向上、安全・安心確保として一定の評価を得ているところでもございます。また、昨年7月補正におきまして、緊急雇用創出事業の一環といたしまして、林道側溝清掃、これは延長実施11.4キロメートル実施をいたしました。この利用環境整備に努めております。

山林活動の基盤インフラ整備である林道でございますが、松倉線、神長滝田線の改良整備を年次計画に基づき実施をしているところでございますが、松倉線につきましては一昨日、3月補正でご可決をいただきましたとおり、残りの分延長258メートルを地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、一気に実施完了することで計画をさせていただいております。神長滝田線総延長2,353メートルにつきましては、残延長があと900メートル程度でございます。道整備交付金と調整をいたしまして平成23年度完了を見込んでおります。

一方、ソフト面では緑や森林に対する理解促進のため、小学生を対象とした育樹祭を開催し、次世代を担う子供たちの感性をはぐくみ、環境学習の展開を図っていくことで考えております。2月19日実施をした育樹祭では、高田議員自らボランティアとしてチェーンソーで樹木の伐採を実演されておりました。感謝を申し上げたいと思います。

里山は心の原風景でございまして、有機肥料の材料や水源の供給など、農業と連動したエリアでございまして、獣害を防ぐ最前線でございます。市といたしましても、里山整備については役割分担で引き続き実施をして、森林の多面的機能の発揮に努めてまいり所存であります。

次に、木質バイオマス燃焼発電は循環型エネルギーとして有効である。市長の考え方はというご質問でございます。平成21年3月に策定いたしました那須烏山市環境基本計画の重点的な取り組みであります。地球温暖化対策の総合的な推進の中で、未利用エネルギーの利用技術導入のための情報を収集し、市民や事業者へ提供することや森林や樹木はCO₂を吸収、固定をする働きがあるために、適正な森林整備を推進することといたしております。

ご質問の木質バイオマス由来のエネルギーは、再生、循環が可能でカーボンフリー、CO₂発生がゼロと換算ということですが、これらが環境にやさしいエネルギーとされておりました。那須烏山市には未利用の木質バイオマスが身近に存在いたしております。その有効活用を図ることは、必要なことと認識をいたしております。

この木質バイオ燃焼発電には、粉碎、乾燥工程を行い、木質バイオマスを直接燃焼させる方式、また粉碎した木質バイオマスをガス化して燃焼させる方式がありますが、どちらも一長一短あるようであります。

今、実験研究段階であるというような報告であります。また、発電効率も低位でございます。これからの技術の進展に期待をしながら、状況を注視しながら、調査研究をしてまいりたいと考えております。

なお、本市独自のCO₂削減対策といたしまして、既存の住宅に対する今のところ最もCO₂削減率の高い住宅用高効率給湯器、エコキュートでございます。この設置費の補助金を交付させていただいております。2月末日84件の申請がございまして、設置前に比べて年間1戸当たり、約1.2トンのCO₂削減が見込まれております。

次にユビキタスタウン構想についてであります。この事業は地域ICT利活用モデル事業の成功事例を全国各地域に本格的に普及展開していくために、新たに設けられた国の交付金制度でございます。本市におきましても2,200万円を上限額とした事業採択をいただいたところであります。事業の主な内容といたしましては、議員もよくご存じの通称きずなプロジェクトの自律的、継続的な運営に向けたさらなる経営基盤の強化及びシステムの一元化を図るために必要な新たなシステムの構築でございます。現在、年度内の稼働に向けた最終調整に入っているところであります。

1点目の児童見守りの全地区展開についてお尋ねがございました。おかげさまをもちまして、昨年11月にすべての小学校において運用を開始したところでございます。現在は自警団、防犯連絡協議会、そして防犯パトロール隊に対しまして趣旨を説明の上、見守りボランティアへの参加協力をお願いしているところでございます。

しかし、一部ではございますが、児童登下校の足として利用されておりますJR烏山線、JRバスそして市営バスにつきましては、設備管理の観点から運用を見送っているところであります。これらの児童につきましては、学校、昇降口に設置される認証機器へのカードタッチが可能であります。今後学校や保護者のニーズとともに費用対効果の観点から、十分な検証を行ってまいりたいと考えております。

2点目の携帯電話による安否確認の実施に向けた取り組みについてお答えをいたします。きずなプロジェクトでは、4人のひとり暮らしの高齢者に対し、万歩計機能及び緊急通報機能つき携帯電話を貸与の上、試行的な高齢者見守りを実施いたしております。

携帯電話の利用ができなくても肌身離さず持ち歩いていただくだけで、きずな運営センター側で日々の歩数を確認できますことから、異常の検知が可能であるとともに、いざというときにGPS機能により安否の確認まで行えるということが実運用の中で検証済みであります。非常に有効な手段であると考えておまして、また、最近では特に特殊な小型シートを張りつけるだけで、その人がどのような状況にあるかを遠隔から確認できるシステムや熱、煙、ガスといった各種センサーからの信号により自動通報するシステムなどが次々と開発されておまして、携帯電話だけでなく、高齢者の実情に応じたシステム利用の幅が大きく広がりつつあります。

これから20年後の本市を想像いたしますと、高齢者の数が急増するとともに、ひとり暮らしの高齢者世帯が確実に急増してまいります。本市に超高齢化社会が到来をしたとしても、市民が安全、安心して暮らすことができる施策を今のうちから着手すべきと常々考えております。

このようなことから、市政運営の基本理念を心のきずな再生により安心安全に暮らせるまちをつくと定め、地域全体のきずなを深めると同時に、きずなプロジェクトにより構築いたし

ました情報通信技術等を活用しながら、子供や高齢者を見守る地域きずな再生による安心安全ネットワークの形成を図ることといたしております。

このような取り組みは、既に全国各地で行われておりますが、なかなか成功にまで結びついていないのが実態であります。なぜか、これは高齢者見守りに参画する団体やシステムがあったとしても、それらをうまく連携させ、かつマネジメントする担い手が存在していないからであります。

少子高齢化や市民価値観の多元化、複雑化に伴う公共サービス需要の増大と財政力低下により、すべての公共サービスを自治体で担うことは困難な状況にあります。したがって、これまで政府や公共部門のみが公共サービスの担い手として認識されてきたのに対して、公共サービスはさまざまな主体によって担われるべきであろうという「新たな公」という考え方が定着しつつございます。

私は、市政運営の基本理念を実現するために、新たな公を中心とした人的、技術的ネットワークの確保が必要であると考えており、つまり、きずなプロジェクト運営の中核としてさまざまな関係機関や民間団体との連携を図り、プロジェクトのマネジメントを行ってきましてきずな運営センターこそが、新たな公としてふさわしい公共サービスの担い手であり、将来的には地域における公共サービス提供の核となり、地域コミュニティ組織など地域の多様な主体による公共サービスの提供を総合的、包括的にマネジメントする組織、いわゆる地域協働体になり得るのではないかと期待を寄せております。

きずなプロジェクトが全国から注目を集めておりますのは、システムが素晴らしいということではなくて、きずな運営センターを中核として取り組んでいる仕組みづくりの先進性にあると思っております。今月中旬には、北海道白老町からわざわざ本市の取り組みを視察に来るほどであります。

平成22年度には、基本理念の実現に向けた具体的検討を進めることといたしております。新たな公の協働によりまして、本市にふさわしい心のきずな再生に尽力してまいりたい所存であります。さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成22年度予算の概要についてご質問がございました。国の経済は、一昨年未曾有の経済金融危機からいまだ脱却できずに、極端な景気の後退局面状態にございます。失業率が高水準で推移をする一方、物価の動向も穏やかなデフレ状況にございまして、2番底による国民生活への影響も懸念をされております。

政府においては、景気の持ち直しの動きを確かなものにするために、明日の安全と成長のための緊急経済対策を着実に実施することといたしまして、これに伴う平成21年度補正予算と平成22年度予算を一体として切れ目なく執行することといたしております。平成22年度予

算におきましては、子育て、雇用、環境、科学・技術に特に重点を置くとともに、新成長戦略の推進を通じて成長のフロンティアを拡大し、新たな需要と雇用を創出していくといたしております。

本市におきましても、法人市民税収入等の落ち込みによりまして、極めて厳しい財政状況ではございますけれども、国、県の政策動向を踏まえた雇用、経済対策に取り組むとともに、市民生活優先を基本とした積極型予算を編成したところでございます。

新規5事業についてご質問がございました。1点目の橋梁長寿命化修繕計画策定事業についてであります。本市が管理をする道路橋（橋長15メートル以上）は、現在33橋ございます。このうち、建設後50年を経過する橋梁は1橋でございますが、今後20年後には25橋と全体の81%を占め、急速に高齢化橋梁が増大いたします。したがって、平成19年度に創設されました橋梁長寿命化修繕計画策定事業費補助制度を活用して、平成22年度に橋梁長寿命化修繕計画の策定を図ることといたしました。なお、本計画の策定によりまして、架替及び定期的な点検を含む修繕についても国庫補助事業を受けることが可能となります。

2点目の子ども手当給付事業についてお答えいたします。政権交代により、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援する観点から、平成22年度から子ども手当が創設されます。子ども手当は中学校修了までの児童が支給対象でございまして、平成22年度におきましては暫定措置として1人に月額1万3,000円、これは所得制限なしであります。これが児童手当との併用により支給される仕組みとなっております。児童手当分につきましては、国、地方、事業主が費用負担する制度となっております。

3点目の試行雇用助成金事業についてお答えいたします。この事業は、緊急雇用対策の一環といたしまして、国が実施するトライアル雇用事業（4万円×3カ月分）を行う事業主に対しまして、市が試行雇用助成金を上乗せ交付することによりまして、当該試行雇用を促進し、もって市民の雇用機会の創出を図ることを目的として実施する事業でございます。助成金の額は最高1人当たり月額2万円であります。予算計上額は2万円×3カ月×30人で180万円あります。

4点目のエネルギー対策事業についてでございますが、一般家庭におけるCO₂削減対策は急務となっており、家庭のエネルギー消費量の約3分の1が給湯によるものとされておりまして、多くの家庭が石油、ガスで給湯している状況にあります。現在、那須烏山市内で導入できる省エネルギー効果の高い給湯器エコキュートと考えられますので、住宅用に設置をした市民の皆さんに補助金を交付する事業であります。

5点目の女性特有のがん検診推進事業についてお答えをいたします。がんは、我が国におきまして昭和56年から死亡原因の第1位であります。がんによる死亡者数は年間30万人を超

えている状況であります。しかし、診断と治療の進歩によりまして、一部のがんでは早期発見、早期治療が可能となってきておりますことから、がん検診の受診率向上は極めて重要であると考えております。特に、女性特有のがん検診につきましては、検診受診率が低いことや、未来への投資につながる子育て支援として重要であることから、平成21年度の国の補正予算である経済危機対策を活用し、昨年9月より実施をすることといたしております。

平成22年度につきましては、国からの補助額が2分の1となりましたが、市では受診対象者について前年度同様、無料で実施できるよう予算計上させていただいております。

また、今年度受診体制の整備といたしまして、塩谷医師会の協力により子宮頸がん施設検診ができるようになったことで、個別か集団か選択できるよういたしました。平成22年度からは乳がん検診につきましても、那須南病院との連携により施設検診と集団検診から対象者が選択できるようになり、その体制整備に向けて今準備を進めているところであります。

次に、南那須庁舎の車いす用スロープにつきましてご質問がございました。ご質問のスロープでございますが、旧南那須町時代に当該庁舎が建築されたときの建築付帯物として設置した既存スロープが、あまりにも距離が長く、かつ狭いため、それにかわるものとして平成に入りまして新たに取りつけられ、今日まで利用されてきたものでございます。また、勾配や取り付け位置を検討した上で当時の基準等を参考に設置をしたものと推察いたしております。

さて、一般的な公共施設（屋内外）等でございますと、勾配は5%から8%程度で設計されている場合が多いと言われているようでもございます。したがって、もちろん限りなくゼロ%に近いほうがいいのではございますが、そのようなことになっております。

よって、今後の改修につきましては、現状の勾配の調査を速やかに実施いたしまして、一般的な基準にこだわらないものの、現地における車の乗り入れ状況やより勾配を緩めた場合に確保すべき庁舎敷地スペース、設置基準、必要経費等を検討した上で対応してまいりたいと考えております。

以上答弁終わります。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 長時間にわたって答弁ご苦労さまでした。続いて、再質問をさせていただきます。順序に従って質問を進めていきたいと思っております。

まず、農家の戸別所得補償制度モデル対策についてでございます。確認をする意味で確かめたいと思うんですが、戸別所得補償の交付金についてはいつごろ、どの時期に支払いをどのような形で行うのか、担当課長にお聞きします。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） お答え申し上げます。戸別所得補償の定額部分につきまして

は国の農政事務所が直接支払い措置をすることで予定しておりまして、12月までということになっております。変動部分につきましては米の価格の動向を勘案しての判断となりますが、それにつきましては翌年の3月ということになりまして、その支払い手続関係の申請書につきましては6月ごろ、国から直接各々の転作実施者にご連絡が行くということで調整中でございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいまの件は了解といたします。

最近、担い手の不足によりまして米づくりは受委託関係にある水田が大変多いと思います。ここで生産者とは農地の所有者、耕作者、どちらを指すのか、この辺の見解についてお尋ねをしたいと思うんですが、交付金は原則どちら側に支払われるのか。農政課長、お答えをお願いいたします。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） お答え申し上げます。戸別所得補償につきましては、主食用米をおつくりになった方に申請をいただきまして、その方にお支払いする。10アール当たり1万5,000円ですが、自家用消費分10アールを控除した金額についてお支払いするというところでございます。また、転作部分、水田利活用自給率向上事業につきましては、価格の差異が8万円までといろいろございますが、これにつきましては最近の国との調整で、別途転作をされた方にご案内が来まして、その申請人にお支払いするという形で事務を調整するという連絡を受けております。したがって、農地の利用集積関係、そのようなことについては集落営農とタイアップしてお願いしたいというようなことで説明会でご案内を申し上げているところでございます。

以上です。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうしますと、結論的にはいわゆる受託をされている耕作者のほうにわたるのが原則であるというような考えでよろしいわけですね。この所得補償制度の趣旨から言いますと、生産コストの補償ですから、当然耕作者側に先ほどから言っているように支払われるのが原則であると思います。しかしながら、いろいろなケースがあると思うんですね。したがって、これから田植えの1日の標準の委託の費用あるいは稲刈りの費用という一覧表ができると思うんです。こういう中に1つのルールとして、例えば1反歩当たり1万5,000円直接支払われればいいんですが、1万円とかそういう金額を乗せたのがいいのかなど。そうするとお互いにやりやすくなっていくのかなという思いがするんですが、どうでしょうか。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） そのご提案に対しまして大変有意義だということで、ぜひそういうことで対応することで準備させていただきます。なお、先ほどご質問のありました転作の自給率利活用は、基本的には販売者、日本の自給率向上のために寄与するものでございますので、自家消費は対象になりませんので、その販売された方ということに限定されますのでご注意をお願いしたいと存じます。

以上です。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうしますと、その販売者というと、例えば販売証明とか売渡書とかそういうのが必要なんですか。それは1反歩を差し引けばどの農家も同じ立場で保障を受けられるという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） その販売の実績の確認につきましては、詳細がまだ国のほうから示されておきませんが、基本的には各農協さんの会員の方とか、直売所の組合の方とか、また、相対の取り引きの証明、そういうものが必要になってくるということで説明を受けております。詳細が決まりましたら、広報等でご案内したいと思っております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） あまり突っ込むと、国の対応が遅いという批判を受けかねませんので、この辺でおさめたいと思うんですが、先ほど言いました集落営農の形態や対応については今後も変わりはないという考えでよろしいわけですね。平成23年度から本格的な戸別所得補償制度が導入されますので、私は推移を見守っていきたいと考えて、この戸別所得補償制度モデル対策については了解いたします。

続いて林業の再生について質問をさせていただきます。昨年の緊急雇用対策で林道の清掃に携わる方々を市内から採用したと聞いておりますが、何名ほど採用できて、その雇用期間はどの程度になるのかこの場でお答えをいただければと思います。

○議長（水上正治君） 農政課長荻野目 茂君。

○農政課長（荻野目 茂君） 農林業の雇用関係でございますが、実績で申し上げますと、64人/日の4人ございまして、延べ256人の雇用が図られたということでご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そうしますと、256人/日ということでいいわけですね、延べ

ですからね。了解しました。かなり雇用の確保には有効な手段であったのかなと評価はいたします。

続いては木質バイオマス燃焼発電についてであります。なぜ、この場でこれを取り上げたかと申し上げますと、南那須広域行政事務組合のごみ焼却炉の延命策をこれから説明を受けるわけですが、たしか10年ほど前に焼却炉は延命策を施したと記憶しております。当時、ダイオキシンの発生がまだ考えられない状況での施設でしたので、その当時は燃焼炉に直接水を吹きかけて温度を低くしていたんですね。

しかしながら、温度が800度以内ですとダイオキシンの発生を導くということで、結局炉内の温度を上げた。炉内の温度を上げればつまり炉が傷む。当然の結果なんです。それを逆手にとりまして、炉内を冷やす蒸気を周りに張りめぐらして、その蒸気を使って発電をしたらというような提案をいたしたいと思って取り上げたわけでございます。

東京の渋谷の清掃センターは133億円をかけて、ちょっと発電量は定かではないんですが、約5,000キロワットだと思うんですが、当時発電をしていて施設内で使う電力はそれで賄っているという事例もあります。ただ、投資額が133億円という大変巨額なものですから、直接私たちの広域では考えられない施設ではあると思うんですが、今、工夫すれば炉内に先ほど言いましたように水管をめぐらせて、ある程度温度を下げながら蒸気を利用するという方法も夢ではないのではないかなと思いますので、これは提言だけにとどめておきます。この点について、市長の説明をいただければと思います。

○議長（水上正治君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） たまたまごみ処理の延命化について、きょう、この後全員協議会を開かせていただきましてご説明をさせていただきますが、高田議員ご指摘のとおりでございます。ダイオキシンが発生する前に10年前に大規模改修をいたしておりまして、大体今830度で燃焼させておりまして、830度といいますと、大体10年ぐらいたがたが来るといいますか、やはり改修が必要な時期になってまいります。もっても15年だというふうに言われているんですね。

これもいろいろ議員からもご提言をいただいているところでございますが、やはり私も今、広域行政組合の日量55トンですから、大変むだとロスが多いんですね。したがって、今後の延命化も10年しかもたないということでございますので、これも強く県にも要望しているところなんですけれども、ごみ処理、焼却は大広域をつくってやるべきだというようなことを強く要望しているんです。

でき得れば県北、県央、県南ぐらいの1カ所でいいのではないかと。24時間燃やして、それをこういった電力に変えるなり、あるいはその余熱を地熱に変えたり、農業のために供したり

とか、そういったところが非常に効率がよくて、各広域ごとに煙突を出して50億円も100億円もかけて投資するのはむだがあるのではないかというような論法からしているわけでございますけれども、そんなことをこの10年間で私は検討すべきだなと考えております。

ですから、このごみ処理については、さらに大きな広域事務組合をつくりながら対応していくほうが将来ランニングコストも極めて安価で済みますし、非常に効率がいい事業ができるのではないかと考えています。しかし、当面何と言いましても、今の広域で対処しなければなりませんので、今回の事業は15億円程度かかってしまうんですけれども、これはやらざるを得ないということでございますので、ひとつその点、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） ただいまの件は、栃木県内においてもより大きい広域化を目指す。私はそういう方針で行かざるを得ないのかなと考えております。日量200トン以上ないごみ発電も成り立たないと聞いておりますので、ぜひともそういう県の対応を求めているとさせていただきます。

さて、いわゆる二酸化炭素の国内排出量取引制度の本格導入の準備を始めなければならないと思っております。そういう点で先ほど16番議員から関連質問がございましたやまびこの湯なんです、これから指定管理者の選定プロポーザルがあると思うんですね。そういう場合に、どういうタイプの施設か、いわゆる低炭素型の施設かどうかというのも評価に加えていったらいいのではないかなと思うんですが、この点について副市長どうですか。

○議長（水上正治君） 副市長石川英雄君。

○副市長（石川英雄君） やまびこの湯につきましては、先ほど商工観光課長がお答えしましたように、3月の補正をいただきましたのでこれからいろいろ施設を点検してまいります。したがって、これからその施設をどう利用するのか。そういうことを十分検討してまいりたいと思います。その際、仮に今の施設を利用して、何かそういうエネルギーを使う場合には低炭素のそういうものも評価に入れることも一考であろうと思っておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） さらにつけ加えますと、やまびこの湯の一番の欠点は源泉を持たなかったということなんですね、自らの。人頼みでしたから。最近いいボイラーができました。それは約2メートルぐらいまでの木材を入れておくと、何本か数量は大きさによって違うんですが、半日ぐらいはもつんですね。ですから、そういう身近にある資源をもってお湯をわかす。そしてそれを利用するというような形も私は大変必要なのではないかと考えておりますので、その辺の検討は今後の課題としておいていただきたいと思っております。

続いてはユビキタスタウン構想について再質問をいたします。全国的にも好評である児童見守りについてであります。子供さんですから、小さいフェリカカードをなくすようなこともあると思うんですね。そういう場合の対応は、どのようにされているのか。その辺、どなたでもいいですからお答えください。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） フェリカカードにつきましては、市の予算でスタート時点においては全児童に貸与というか支給してございます。仮に破損あるいは紛失したような場合は、今後財政が許す範囲内でできれば市の負担で供給していければというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 児童見守り施設でも、支えているのはきずなセンターであると思うんですね。ただ、きずなセンターの施設としてはちょっと狭いのかなというような心配もしているんですが、現状についてそのおそれはないでしょうか。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 現在の運営センターにつきましては、商工会の前にございますベンチャープラザ内に設置がされておりますが、今後、県内あるいは県外からもこのシステムの使用がふえてくれば、そういう懸念もされますので、現在、市の学校の統廃合を含めた跡地利用の中でもそういう施設が活用できないか。そういう中でも検討させていただければ、あるいは検討していきたいというふうに思っています。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） そういうときには市内に張りめぐらされた光ファイバーケーブルが活躍すると思いますので、施設としてはどの位置にあっても十分耐えられると思っております。

さて、そのマネジメントの担い手の育成なんです。これは今、どちらかというとユーキャンさんに頼っているのかなと思っておりますが、職員の中でそういう育成を目指す。あるいは担い手になるというようなことは考えていないんですか。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） きずな運営センターにつきましては、民間が主導で行っているわけでありまして、きずな運営センターとしましては、今年度市内の企業が倒産されまして、そういう企業に勤めていらした方を採用しております。そういう中で、そういう専門的な技術習得をさせているというふうに思っておりますし、なお、市の職員の中におきましても、当然それに匹敵するような知識を持った職員もおりますけれども、やはり今後筆記試験ではあ

りませんけれども、専門的なそういう技術を身につけた職員というものが当然必要になってきますので、今後そういう研修を含めあるいは何らかの、当然きずな運営センターというものが市内に存在するわけでありますので、そういう機関と連携をとりながら、必要があればそういう技術も習得をさせてみたいというふうに思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 先ほど説明があったように、公の協働を進めていくのが一番の道だと思っておりますので、職員はどちらかというときずな運営センターのサポート役をしていただきたい。そして、縦割りの行政、なるべく横の連携を密にして、災害や突発的な事故にもぜひとも対応していただきたい。要望とします。

それでは続いて携帯電話によるひとり暮らしのお年寄りの方の安否確認についてでございます。これまでは4人の方に対応していると聞いておりますが、今年度はふやす予定はないのでしょうか。検証が今のところ主な仕事だろうと思っておりますが、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 見守り関係につきまして、きずなプロジェクトの中に部会等がございますので、そういう中でも議論されているというふうに思っておりますが、とりあえず今年度は市長提案のとおり4名の方に携帯電話等をお願いしまして、試行的にやっている。携帯電話につきましてもGPS付きの携帯電話ということでございますので、個人が持つということになりますとかなりの負担になるというようなこともありますけれども、できる限りその試行の結果を踏まえて、普及をしていきたいというふうには思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） この項では最後にしたいと思うんですが、そうしますと、この事業について持っていただく携帯の数字的な制約はないのでしょうか。例えば100台以上使わなければ補助金は出しませんよとか、それについてはいかがでしょうか。

○議長（水上正治君） 総合政策課長国井 豊君。

○総合政策課長（国井 豊君） 携帯電話の補助というものにつきまして、現在予定はしておりませんので、携帯を持つ人数についてはできる限り多くの方に持っていただくのが一番いいのでありますけれども、現時点ではその助成等については予定はしておりませんが、要望あるいはその推移等を見ながら、普及について必要があれば検討はする1つの課題かなというふうには思っております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 携帯電話そのものを嫌がるというか好まないお年寄りもいますよ

ね。ですから、そういうときは強制などはしないと思うんですが、その辺の取り扱いについてはぜひ慎重にお願いをするものでございます。

4番目の新規事業5件について、再度お尋ねいたします。現在、市内には長さ15メートル以上の33の橋があります。この調査については委託業者をお願いするのと、時期はいつごろになるのか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長（水上正治君） 都市建設課長岡 清隆君。

○都市建設課長（岡 清隆君） 時期につきましては、まだ決定をしておりません。委託かどうかという意味合いですけれども、この政策を策定するにあたりまして、まず基礎資料をつくらなければいけないということになります。したがって、平成22年度の予算につきましては橋梁の点検費でございます。したがって、これにつきましては専門的知識がある職員がおりませんので、当然ながら委託という形になります。

以上答弁を終わります。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 専門的な業者でないと、なかなか判定はできないと思いますので、その点は了解としますが、川ですから水が多くてはなかなか下から調査できないですよ。ですから、秋口になってからというような感じでよろしいんですかね。そう受けとめておきます。

続いて子ども手当給付金事業についてお尋ねいたします。概要につきましては、民主党のマニフェストに載せたものですから多くは申し上げません。1つだけ市の事務量としてはどの程度ふえたのか。1人分か2人分かあるいはそれ以上か、この辺についてお聞かせいただければと思います。

○議長（水上正治君） こども課長堀江久雄君。

○こども課長（堀江久雄君） 事務量がどの程度ふえたのか。まだ実際、きょう県で説明会が行われているところでございまして、具体的にはまだはっきりは言えないんですが、ただ、全体的に見ますと、今までの児童手当部分がはっきり言うと児童手当がなくなって、負担はあるんですけども、それにかわってのこども手当ということで、事務量全体としては立ち上がり当初は若干ふえてまいりますが、通常事務量としては今までも担当1名で全体的に皆で手伝ってやっているわけですが、主には担当1名でやっておりますので、通常ベースに入ればそれほど負担はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 了解しました。当初は地方自治体がこども手当の給付金事業については難色を示したという新聞報道もされましたので心配をしておりました。次に移ります。

国のトライアル事業に上乘せをしての試行雇用助成金事業でございますが、この事業の職種
の職業ですね。形態に制限はないのかどうか1点だけお伺いいたします。

○議長（水上正治君） 商工観光課長鈴木重男君。

○商工観光課長（鈴木重男君） あくまで市のほうで、今回、試行雇用関係は国の上乘せの
分になります。詳細は基本的に他業種から本来求められている業種に対しての再就職が円滑に
進むための助成金でございまして、この細かいことで10項目ほどございまして、ちょっと時
間もかかってしまいますが、省略いたしますと高齢者とか母子家庭の方、また、就職が非常に
困難な方が対応するには非常に有効な補助金だというふうに理解をしております。

○議長（水上正治君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 次は、エコキュートなんですけど、これは特に回答は求めないで結
構です。エコキュートのエコというのは皆さんご存じだと思うんですが、経済的なという意味
なんです、エコは。ギリシャ語のオイコツから来ているんです。それがなまってエコになり
ました。環境にやさしいという表現は本来はおかしいことなんです。経済的なあるいはもっ
たいない。ですから、エコはもったいないが原則だ、これを1つ頭に置いていただきたいと思
います。

それでは、先ほど16番議員からも質問がありました女性特有のがんの中で、最近死亡率の
大変高い子宮頸がんについてお尋ねしたいと思います。ちょっと深く掘り下げてみたいと思
います。今、世界で若い女性のがん死因の第2位を占め、日本でも20代から40代で増加中の
子宮頸がんは、子宮がんの90%を占めております。ウイルス感染が主な原因でありまして、
今のところワクチンは世界80カ国以上で承認されておまして、若年層に予防接種の取り組
みが始まったところでありまして、日本においても、予防できるがんの道が開けてきたわけ
でございます。

詳しく言いますと、子宮頸がんの主な原因はありふれたウイルスであるヒトパピローマウ
イルスという病原菌の感染とされております。アメリカやオーストラリアでは保険未加入の子
供や12歳から26歳の女性が無料で予防接種を受ける制度を導入しております。

子宮頸がんは45歳以下の女性のがん死亡原因では世界で2番目に多く、毎年27万人以上
が死亡しています。日本では毎年約7,000人が子宮頸がんを診断をされまして、そのうち
2,500人が亡くなっております。特に、20代、30代の発症率の増加が顕著であるとい
うことであります。これを昭和60年ですから、約20年前ですね。平成18年と比較します
と20代後半は5倍、30代後半は2.2倍、40代前半は2倍という大変増加傾向にありま
す。

今の時点において、予防接種を受ければ予防可能ながんとしては子宮頸がんだけだと思われ

ます。他市でも取り組みを始めたと聞きますが、市としても予防接種制度に取り組みられるよう、これは提言という形で私は申し上げたいと思います。きのう、テレビを見ていまして、金額をそのとき知ったんですが、1回の予防接種に5万円ほどかかるそうです。ですから、これは国でやるべきだなと感じましたので、いろいろな場面で政策として提言をしていきたいと思っております。

最後の南那須庁舎の車いす用スロープについてお尋ねしたいと思います。先ほど勾配の規格は5%から8%という話がありましたが、規格をちょっと調べてみました。勾配の規格、屋外が15分の1、つまり15メートル行って1メートルの高低差、屋内が12分の1だそうであります。南那須庁舎のスロープの測定をしてみたんですが、高低差が約60センチメートル、長さが約7メートル30センチでございます。つまり、勾配は12分の1なんですね。ですから、あと3メートルほど延長すれば15分の1の規格をクリアできます。この辺はスロープを延長するか、あるいはスロープの取り付け部分のアスファルトをかき上げするかということで、比較的簡単に解決できるものと思われまますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

あわせて車いす用駐車場の標識の設置を庁舎の北側の白い壁にも私はつけたらいいのかなど。と言いますのは、庁舎を訪れる方は北側の通用門から入ってきてしまいます。こちらから入ってくる方は、南側から入ってくる方はおよそ見当がつくんですが、北側から入ってきた車いすを利用される方が目につきやすい位置に標識の案内をしていただければと提言をして、質問を終わりたいと思うんですが、もし回答があればお願いします。

○議長（水上正治君） 総務課長木村喜一君。

○総務課長（木村喜一君） 南那須庁舎のスロープにつきましては、2つスロープがありますけれども、片方はまるっきり死んでおります。自動ドアではありませんので。私も過日、新しいほうを車いすに乗ってのぼってみたりおりてみたりしたんですが、不慣れなこともありまして、非常におりるときは恐怖を感じますし、のぼってくるときには相当腕の力がないとのぼれないというようなことを実感いたしました。この実感によりまして、車いす利用者への配慮が足りなかったのかなというふうに感じております。

したがって、できるだけ早いうちにスロープの延長あるいは勾配をもっと緩やかにするというような対策を講じたいと思いますし、あわせて今、高田議員のほうからご指摘がありました駐車場のほうにある白い壁の面にスロープの案内、それから古いところにまた一番大きな看板が出ておりますので、あれを撤去しまして新しいほうのスロープのほうに案内板を掲示したいということで、車いす利用者の利用向上を図っていきたいというふうに考えております。

それから、駐車場も現在1つなんですが、もう一つは公用車の駐車場になっておりますけれ

ども、原則駐車スペースを2台確保しまして身障者用の駐車場にしたいというふうに考えております。

○20番（高田悦男君） 了解。終わります。

○議長（水上正治君） 以上で、20番高田悦男君の一般質問は終了いたしました。

○議長（水上正治君） よって、本日の会議はこれで散会します。大変ご苦労さまでした。

[午後 2時05分散会]